

「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」の改正案に対する意見募集の結果

意見募集期間：平成 27 年 5 月 16 日～平成 27 年 6 月 15 日

意見提出者一覧（計 3 件）

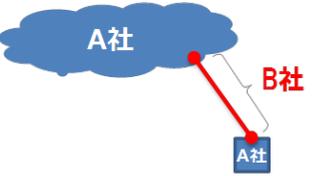
○法人 3 件

	意見提出者	提出者氏名等	
1	株式会社 ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
2	九州通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	秋吉 廣行
3	一般社団法人電気通信事業者協会		田中 孝司

「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」の改正案に対する意見募集の結果

○重大な事故の該当性の判断基準（影響利用者数）について

【ガイドライン案(5)影響利用者数の③】

提出された御意見（原文）	総務省の考え方
<p>下図のように、加入者系事業者のサービス設備を構成する部品として他事業者（以下、伝送路提供事業者と言います。）の役務が選択される形態においては、以下に鑑みて、重大事故発生時の総務大臣への報告および再発防止対策等を行う責務は加入者系事業者側が負うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者系事業者が重大事故の判断基準を踏まえてサービス設備を構築・運用し、エンドユーザに直接提供する立場にあること ・伝送路提供事業者は、加入者系事業者を選択された役務の仕様の範囲において品質維持等の責務を負うのが妥当であること <p>今回のガイドライン改正において、新たに中継系事業者に重大事故の報告義務を課す目的は、総務省殿における電気通信事故の速やかな情報収集に資するためのものと理解しておりますが、下図に示した形態において、加入者系事業者の負うべき上記責務が伝送路提供事業者に転嫁されることが生じないよう、慎重に制度設計・運用していただきたいと考えます。</p> <div data-bbox="174 914 750 1284" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">  <p>加入者系事業者（A社）：エンドユーザに提供する役務に応じて、自らの判断でサービス設備を構築する立場</p> <p>伝送路提供事業者（B社）：加入者系事業者により部品として選択される立場（選択された役務のサービス仕様（品質）に応じて加入者系事業者へ提供）</p> </div> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<p>電気通信事業法施行規則第58条に定める基準に該当する重大な事故の場合、今回の改正によらず、従来より中継系事業者、加入者系事業者にかかわらず、該当する事業者には報告義務がかかることについて変更はありません。</p> <p>しかし、これまでは中継系事業者の設備に事故が発生した場合の影響利用者数について、中継系事業者としては実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者（エンドユーザ）数の把握が困難な場合が多いため、影響を受けた加入者系事業者の数でカウントしていたことから、実質的に重大な事故について報告する可能性が少なかったと認識しています。</p> <p>そのため、中継系事業者の責任に起因する設備の事故で、加入者系事業者の通信サービスが重大な事故に該当する場合であっても、中継系事業者からは重大な事故の報告がなされない場合があります。</p> <p>今般の改正の趣旨は、上述のような事故が発生した場合に、事故の全体像を正確に把握するため、中継系事業者に対して実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者数の把握に努めていただき、重大な事故に該当する場合には、加入者系事業者からの報告に加え、中継系事業者からも事故報告を求めるものです。</p> <p>一方、御意見のように、中継系事業者の設備の事故により、中継系事業者及び加入者系事業者の双方が重大な事故報告をしなければならない場合であっても、本来的に加入者系事業者の責任に起因するものである場合には、再発防止策は基本的に加入者系事業者が講じるべきことと考えますので、総務省としましては、事故原因を正確に把握した上で、対策を取るべき者に対して適切な再発防止策を要請します。</p>

○携帯電話基地局へのアクセス回線など、加入者系事業者のネットワークの一部のみを提供する固定通信事業者は、中継系事業者には該当せず、重大事故報告の対象とはならないものと考えます。

しかしながら、本ガイドラインの記載では、当該固定通信事業者も中継系事業者に含まれるものと誤解を与える可能性があるため、中継系事業者の定義をより明確にさせていただきようをお願いいたします。

○重大事故の防止ならびに再発防止のための措置は、利用者に迷惑をかけないために、加入者系事業者が講じるべきものであり、加入者系事業者の責務であると考えます。

このため、加入者系事業者が負うべき重大事故対策等の責務が固定通信事業者に転嫁されることのないよう、慎重な制度運用をお願いいたします。

○中継系事業者の定義については、当該ガイドラインでは「利用者（エンドユーザ）に直接役務を提供するのではなく、加入者系事業者へ相互接続や卸電気通信役務を提供することにより、役務を提供する事業者」としています。したがって、御指摘のような固定通信事業者であっても、ネットワークの提供形態により、中継系事業者該当する場合がありますということになります。

○電気通信事業法施行規則第58条に定める基準に該当する重大な事故の場合、今回の改正によらず、従来より中継系事業者、加入者系事業者にかかわらず、該当する事業者に報告義務がかかることについて変更はありません。

しかし、これまでは中継系事業者の設備に事故が発生した場合の影響利用者数について、中継系事業者としては実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者（エンドユーザ）数の把握が困難な場合が多いため、影響を受けた加入者系事業者の数でカウントしていたことから、実質的に重大な事故について報告する可能性が少なかったと認識しています。

そのため、中継系事業者の責任に起因する設備の事故で、加入者系事業者の通信サービスが重大な事故に該当する場合であっても、中継系事業者からは重大な事故の報告がなされない場合があります。

今般の改正の趣旨は、上述のような事故が発生した場合に、事故の全体像を正確に把握するため、中継系事業者に対して実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者数の把握に努めていただき、重大な事故に該当する場合には、加入者系事業者からの報告に加え、中継系事業者からも事故報告を求めるものです。

一方、御意見のように、中継系事業者の設備の事故により、中継系事業者及び加入者系事業者の双方が重大な事故報告をしなければならない場合であっても、本来的に加入者系事業者の責任に起因するものである場合には、再発防止策は基本的に加入者系事業者が講じるべきことと考えますので、総務省としましては、事故原因を正確に把握した上で、対策を取るべき者に対して適切な再発防止策を要請します。

○また、仮に、固定通信事業者も重大事故報告の対象となる場合、重大事故報告対象の定義が変わり、固定通信事業者へ非常に大きな影響を与えることとなります。
したがって、有識者検討会等の場において、固定通信事業者の意見も聴いた上で、十分に審議いただくことを強く要望いたします。

【九州通信ネットワーク株式会社】

1 影響利用者の算定について

「(5)影響利用者数」の記載において、現実に「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当した利用者のみを算定することを基本とするが、緊急通報に影響を与える故障が発生した場合には、故障中に使用しなかった者も含め、故障した設備配下の全利用者の数を影響利用者数とするという主旨に賛同いたします。

なお、現行の記載内容は、「緊急通報を扱う音声伝送役務」において緊急通報には影響を与えない故障が発生した場合であっても、同様の解釈ができるようにも読み取れますので、当該記載の主旨をお教え願います。

2 事象発生時の事故報告者について

中継系事業者の電気通信設備における事故発生時は、中継系事業者および加入系事業者それぞれが、適切に影響利用者数の把握に努めるという主旨に賛同いたします。

なお、サービス提供形態が多様化している状況も鑑みて、重大な事故への該当性の判断については、個々の事象毎に適切にご判断いただきたいと思いますと考えておりますが、当該記載では、該当性の判断が個々の事象を踏まえずに一律に行うようにも解釈できますので、記載の主旨を改めてお教え願います。

【一般社団法人電気通信事業者協会】

○サービスが多様化・複雑化し、他社への設備の提供に様々な形態が生まれている中、影響利用者数の算定方法や、重大な事故の報告の在り方については、引き続き課題の一つとして必要に応じ検討してまいりたいと存じます。

1. 「緊急通報を扱う音声伝送役務」については、(緊急通信のみを扱う音声伝送役務は存在しないと認識しているため、ここでは、)緊急通報機能を包含している音声伝送役務全体として捉え、規定しています。したがって、文理上「緊急通報を扱う音声伝送役務」の事故に該当しても、緊急通報に影響がない場合には、「緊急通報を扱う音声伝送役務」の事故には該当しないと判断します。

2. 電気通信事業法施行規則第58条に定める基準に該当する重大な事故の場合、今回の改正によらず、従来より中継系事業者、加入者系事業者にかかわらず、該当する事業者に報告義務がかかることについて変更はありません。

しかし、これまでは中継系事業者の設備に事故が発生した場合の影響利用者数について、中継系事業者としては実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者(エンドユーザ)数の把握が困難な場合が多いため、影響を受けた加入者系事業者の数でカウントしていたことから、実質的に重大な事故について報告する可能性が少なかったと認識しています。

そのため、中継系事業者の責任に起因する設備の事故で、加入者系事業者の通信サービスが重大な事故に該当する場合であっても、中継系事業者からは重大な事故の報告がなされない場合があります。

今般の改正の趣旨は、上述のような事故が発生した場合に、事故の全体像を正確に把握するため、中継系事業者に対して実際に影響を受けた加入者系事業者の利用者数の把握に努めていただき、重大な事故に該当する場合には、加入者系事業者からの報告に加え、中継系事業者からも事故報告を求めるものです。

一方、御意見のように、中継系事業者の設備の事故により、中継系事業者及び加入者系事業者の双方が重大な事故報告をしなければならない場合であっても、本来的に加入者系事業者の責任に起因するものである場合には、再発防止策は基本的に加入者系事業者が講じるべきことと考えますので、総務省としましては、事故原因を正確に把握した上で、対策を取るべき者に対して適切な再発防止策を要請します。